平成２４年（フ）第９号
奈良県香芝市穴虫1857番地の64、前住所奈良県香芝市逢坂７丁目169番地の５
債務者　安田　敏秀
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
奈良県北葛城郡河合町高塚台１－８－１　介護老人保健施設奈良ベテルホーム内、住民票上の住所奈良県香芝市逢坂７丁目169番地の５
債務者　安田　浩子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
奈良県大和高田市昭和町８番14―208号　朝日プラザイーストウイング
債務者　乾　　正彦
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
奈良県橿原市今井町２丁目１番10号
債務者　福井　哲夫
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
奈良県香芝市逢坂８丁目211番地の８
債務者　川口　悟一
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
奈良県橿原市葛本町307番地　明和第２マンション408号
債務者　木下　和代
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
奈良県御所市大字元町437番地の９
債務者　上之原益美
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
奈良県橿原市木原町42番地　キハラハイツＡ棟201号
債務者　羽根　直樹
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
熊本市日吉１丁目８番５号
債務者　平川　由衣
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３５３号
愛知県豊橋市岩屋町字岩屋下92番地の１、従前の住所愛知県豊橋市牛川通１丁目１番地の10　102
債務者　飯塚　直美
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３８２号
愛知県豊川市西豊町２丁目101番地　エスポアハイム206号
債務者　鈴木　康嗣
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４７号
埼玉県春日部市東中野1489番地７
債務者　山田　明美
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
埼玉県草加市清門町36番地６
債務者　梅澤　里江
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地162番地５ハイム小林101
債務者　荒川　富雄
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
埼玉県春日部市赤崎451番地２
債務者　佐藤　佳子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１６２４号
千葉県船橋市松が丘４丁目１番21号イーグルハイツ203号
債務者　佐竹　　紫
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４４号
千葉市中央区浜野町1203番地
債務者　徳竹　茂男
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係